1会議名 議会運営委員会

2日時 平成28年5月6日(金)

開会 午前10時

閉会 午前11時31分

3場所 正・副議長応接室

4 出席議員 (委員長)梅村 均、(副委員長)木村冬樹

櫻井伸賢、相原俊一、堀 巖

宮川 隆議長、黒川 武副議長

- 5 欠席議員 なし
- 6 説明員 行政課長中村定秋、議会事務局長尾関友康、同統括主査寺澤 顕
- 7委員長あいさつ
- 8議長あいさつ
- 9協議事項
- (1) 5月臨時会について

行政課長から5月臨時会の議案説明

梅村委員長:専決処分について、3月に起きたものを3月議会で諮れなかったか。

行政課長: 遡って調べたが議会中での専決処分に関しては、当該議会中に諮っていなかった。理由を考えると最終日やそれに近い日に専決した場合は 調整が難しいのかと推察する。

相原委員:3月10日以降の専決であったと記憶するが、議会には専決という形でしか提出されないという理解で良いか。

行政課長:そのとおりである。

堀委員:専決処分はなるべく避けるのが大原則で追加上程するのが本来の手 法である。しかし今回の件は追加上程が無理なはずであったと記憶する。

行政課長:専決処分とするものは2種類ある。100万円以下の損害賠償の もの。それは議会が議決によって市長に委任したものとなる。他に時間的 余裕が無くて専決する場合もある。例えば衆議院の解散による予算の確保 がそれに当たる。今回の場合は議決によって市長に委任されたものとして 専決処分で問題ないと考える。

堀委員:完全委任かどうかは議論の余地がある。

梅村委員長:これ以上の議論は別の場で行うこととし、次に会期について内 容確認する。

議会事務局長:資料に基づき会期(案)の説明

宮川議長:付議事件については先に採決してその後に人事案件に入りたいが どうか。人事案件が決まらず会期延長も考えられる。

梅村委員長:議案第60号は委員会付託して委員長報告を受けて採決という 理解で良いか。

委員:良い。

梅村委員長:精読時間を何分とするか。

委員:15分でどうか。

梅村委員長:15分とする。

宮川議長:議長は初日のうちに決めてしまいたい。議長に立候補する者があれば各会派に議会運営の方向性を示して合意を得てきた。17時をめどに合意を得られないならば選挙を行う必要もある。

梅村委員長:他にないか。

梅村委員長:特別委員会の所属変更についてどうか。

黒川副議長:設置されていないので無い。

梅村委員長:常任委員会の所属変更についてこれまでと流れが変わるか。

議会事務局長:所属変更は従来のとおり。これまでは所属変更を行い、休憩中に常任委員会の正副委員長を決めていた。正副委員長の互選のためだけに委員会を開くことができない。仮に正副委員長が所属変更により同時に欠けてしまった場合は議長が委員会を招集することができる。

宮川議長:常任委員会自体は4年間の任期で存続している。人が1年毎に替 わっているだけだ。

堀委員:所属変更によって委員長を互選していたわけではなく、委員長が辞任したから委員会を開いていたのではないか。

議会事務局長:委員会を開いて辞任したのではないか。

堀委員:辞任には委員会の許可がいる。

議会事務局長:そのための委員会を開くことができない。委員会付託や審議 案件があれば委員会を開くことができる。

木村副委員長:疑問な点もあるがそのとおりか。

梅村委員長:全国議長会の回答である。

議会事務局長:正副委員長が欠ける場合というのは、委員会条例第8条の規定にある。第11条に辞任について委員会の許可を得なければならないと規定されているので、委員会開催中に辞任するものと解釈する。

黒川副議長:実態としてこれまでは省略してきた。これまでも間違いではな かったが形式的なものを取り入れるか合意のもとで行いたい。

堀委員:行政実例によると委員長の辞職は委員会の許可がいるとあるが、「た

だし委員長及び副委員長を本会議において選任している場合においては本 会議において辞任を許可する運用が適当」としている。

宮川議長:取扱いとしては委員会所属を決めて委員会を開く。互選をして本会議で正副委員長を指名するという流れである。委員会でどのような取扱いをするか。堀委員の発言のとおり本会議で決めれば良いということならば本会議前の委員会で互選しているので正規の流れに従えば良い。

梅村委員長:議長は本会議前に互選で決定するという意見。

木村副委員長:委員会が開けないのであれば次の委員会まで正副どちらかの 委員長が不在となってしまう。

梅村委員長:仮に現委員長が所属変更で所属委員会が変わるのであれば、委員長不在として副委員長が審議会等に出席することになる。

梅村委員長:5月臨時会については以上とする。

(2) 議長の委員会所属についてとそれに伴う条例改正について

梅村委員長:議長が委員会で採決に加わらないほうが良いのではという意見 がある。その点について協議する。

木村副委員長:委員会に所属して採決を求められたら難しいと思われる。

梅村委員長:地方自治法の改正により「議員は少なくとも一の常任委員になるものとする」と規定されているが、ただし書きで「条例に特別の定めがある場合を除くほか」とあるので条例改正によって常任委員会所属が義務付けられなくなる。

木村副委員長:他の自治体はどうか。

梅村委員長:会津若松市議会委員会条例でただし書きにて議長の常任委員会 委員の辞退の規定がある。

堀委員:長岡市や横浜市もできる規定を設けている。

黒川副議長:県内では犬山市やあま市が規定を設けている。

堀委員:現議長の見解はどうか。

宮川議長:中立性を保とうと思うと支障が出る。委員会の最終的な判断で賛 否を表明することが中立性を保てるのかと疑問に思う。委員会の意思を表 明する場にはいないほうが良いと考える。賛否を表明する場においては退 席するという手法を取っている議会もあるようだ。私的には委員会で退席 するのは良くないと考える。

梅村委員長:議長が常任委員会に所属しないのであれば条例改正が必要である。会津若松市議会の手法を取るのであれば、ただし書きを付け加える必要がある。また常任委員会の定数の解釈であるが、定数8人とするならば8人いなければならないのか、上限として8人なのか。

堀委員:上限という考えは違うと考える。

黒川副議長:犬山市は、議長は中立性確保のため常任委員を辞任することができると規定している。定数に入っているが辞任するので欠員になるという解釈だ。

木村副委員長:辞任の形を取るのが一般的なのか。第2条を改正することになるか。

宮川議長:辞任するにしても条例改正は伴う。定数を変えずに辞任できる規定とするか、最初から所属しない規定とし定数も変えるかのどちらか。

堀委員:後者がわかりやすい。前者はまわりくどい。

黒川副議長:他市議会によっては、議員は少なくとも一の常任委員になるものとする、ただし議長は除くと規定している。

梅村委員長:条例改正が必要なようだが、改正時期はいつとするか。

宮川議長:5月臨時会中に改正し所属変更するのが良いと考える。

委員(複数):常任委員にならないものとすると規定するのが望ましい。

梅村委員長:5月臨時会で議員提出議案として条例改正をするものとする。 以上議長の委員会所属に係る条例改正については終了する。

(3)無会派の議員について

梅村委員長:無会派の議員は議会運営委員会にどのように参加するか。オブザーバー参加か。

堀委員:慣例集によるとオブザーバー参加のようだ。

梅村委員長:議会運営委員会に関してはオブザーバー参加とする。代表者会等はどうか。

宮川議長:代表者会への出席は代表者会へ投げかけている。会派室について も代表者会に投げかけている。

梅村委員長:無会派の議員についてを終了する。

(4) 今後の課題について

梅村委員長:今日課題の中身については踏み込む時間はないが、今後の課題を挙げていただきたい。全員協議会では慣例と申し合わせ事項の見直しが 挙がっている。役職への立候補制と任期が挙がっている。議員ロビーのテ レビの買い替えもある。定例会の招集時期について規定を改正する必要も ある。

宮川議長:通年議会という意見も挙がっていた。

梅村委員長:議案として提出するときに個人情報の扱いをどうするかも課題 である。また職員の配置要望についてどうか。政策調査班を作るなどの意 見もある。

- 宮川議長:職員配置については漠然とした要望ではなく、課題に対して何を 行っていくのか、それにはどんな人材が必要なのかを突き詰めて要望しな いと説得力に欠けると思われる。また与党が右の席、野党が左の席という 規定もいかがなものか。
- 梅村委員長: 慣例は慣例として残し、申し合わせ事項を明確に定め残してい く必要があるように考えるがどうか。
- 堀委員:議会事務局の人事評価について、地方自治法では任命権者である議 長が評価すると規定しているが、市長部局がどのような手法により岩倉市 職員の人事評価を構築するのか注視しなければならない。
- 梅村委員長:意見も出尽くしたようなので、今後の課題について終了する。 (5) その他
- 堀委員:岩倉市議会事務局処務規定の一部改正に係る起案文書に「代表者会において了承済み」とある。会派の代表者である塚本議員からこの件に関し報告を受けたが代表者会で決定するのは間違いと議会事務局長に指摘した。指摘内容としては、代表者会での決定事項ではなく、議会運営委員会の決定事項であるというもの。どこからも回答がその後も無いので協議する。また議長預かりとのことだが、早急に議会運営委員会を開催すべきでなかったか。
- 宮川議長:私的な判断基準なので間違いであれば正してほしい。一部改正のあった規定のそもそもの根拠とする条例は3月議会において総務・産業建設常任委員会に付託されたものである。よって総務・産業建設常任委員会で決める事項であったと考える。
- 堀委員:議長が仮に代表者会で了承しても良いと判断してもそれを速やかに 回答すべきであった。しかしその判断は違うと考える。改正内容を問題視 しているわけでなく、改正箇所が別の規定に波及し議論すべき事項が発生 する可能性もある。議会運営委員会に諮るべきことであった。代表者会議 を地方自治法第100条第12項に規定する正式な協議又は調整の場に位 置づけなかった。決裁に代表者会で了承と綴っているのは間違いと判断す るがどうか。

宮川議長:この文面から代表者会で決定したと判断しなかった。

堀委員:代表者会に諮ること自体が間違いでないか。

宮川議長:諮ったのではなく報告をした。

堀委員:議会運営委員会で報告しなかったのはなぜか。

木村副委員長:代表者会が了承済みとあるので間違いと考えるがどうか。代表者会は政治的な判断をするために議長が各会派の意見を聞く場である。

- 梅村委員長:規程を所掌する機関は議会運営委員会という判断で良いか。規程の一部改正については、主となる条例が一部改正されたのを受けて、その規程を所管する部署が規程の一部改正を起案するという流れか。
- 堀委員:行政課等が関連する規程を一括して例規審査を受け、実際の規程所 管課が一部改正を行ったものである。
- 宮川議員:一部改正を行うことを前提に秘書企画課から規程の一部改正の相談があった。
- 梅村委員長:議長判断か議会運営委員会に諮るのか整理したい。
- 木村副委員長:議長判断できるものを新たに作ると何でも議長判断で決まり かねない。条例等の規定に関する案件はすべて議会運営委員会に諮るべき と考える。
- 宮川議長:規程以外の普段の議会事務局の事務に関しても決裁するのだが、 その都度関連する各種委員会に諮る必要があるのか。
- 堀委員:今回は代表者会と議会運営委員会の違いを確認しないままに決裁された。地方自治法第109条第3項の「等」を間違った解釈をしている。 組織としてなぜこれを止められなかったのかが疑問である。
- 宮川議長: 堀委員の指摘を受けて第109条の確認をした。「等」の解釈に関して、皆で話し合ってルールを決めていければ良いと考える。
- 木村副委員長:仮に市長が議長に相談があったならば、それを代表者会に諮るのは何ら問題ないと考える。議会の議決は経ないにしても議会が所管する規程の改正等を行う必要性があるときは代表者会に諮るべきものではなく、議会運営委員会に諮るべきものと考えるがどうか。
- 宮川議長:今回の元となる条例は総務・産業建設常任委員会に付託されてその後可決となっているが、それに付随する規程は議会運営委員会に報告するものか、それとも諮って審議するものかどちらか。
- 堀委員:諮って審議するものである。多少の改正であっても他の規程に付随 することを気付くこともある。今回の規程の一部改正については疑義があ るし審議されていたならば間違いを主張する。一部改正が仮に法律改正に よるものであっても一度審議することが重要と考える。議論しうる場は議 会運営委員会以外にない。
- 梅村委員長:規定に関しては議会運営委員会で取り扱うという判断で良いか。 木村副委員長:議会運営委員会で取り扱うべき。
- 梅村委員長:規定に関しては議会運営委員会で取り扱うこととし終了する。 他にその他としてないか。
- 議会事務局長:熊本地震に関し資料に基づき説明。

宮川議会:議長交際費から2万円、議員互助会から8万円の計10万円を寄付することとする。

梅村委員長:以上で協議事項を終了する。

10その他

なし